

スポーツ科学拠点施設整備運営事業

P a r k - P F I 事業者選定アドバイザー業務委託 仕様書

I 業務名

スポーツ科学拠点施設整備運営事業 P F I 事業者選定アドバイザー業務委託

II 目的

埼玉県では、スポーツ科学拠点施設と上尾運動公園の一体的な整備を検討している。本業務は、埼玉県が P a r k - P F I 手法を導入して実施するスポーツ科学拠点施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、公募設置等指針の公表から事業者の選定、契約の締結までに必要となる各種検討や資料作成等を行い、本事業を実施する事業者を選定するまでの過程の適切な推進を支援することを目的とする。

III 業務の内容

1 公募設置等指針等策定支援業務

(1) 上尾市との協議に関する支援（随時）

スポーツ科学拠点施設整備に関しては、上尾市がランニングコース・ランニングステーションの整備費を負担する予定である。埼玉県と上尾市における事業範囲や整備負担等の協議にあたり、技術的な助言を行う等の支援を行う。

(2) 公募設置等指針案の作成（令和5年9月まで）

発注者がこれまでに検討した基本計画等をもとに、公募設置等指針案を作成する。

(3) 公表後の公募設置等指針案に対する質問への回答支援

埼玉県が公表した（2）で精査した公募設置等指針案に対する民間事業者からの質問の整理及び回答書作成支援を行う。また、回答の内容に合わせて公募設置等指針案の修正を行う。

(4) 事業費の試算

本事業に関する総事業費の試算及び県が負担する費用の試算を行い、V F M（Value for Money）の算定を行う。

(5) 入札説明書及び関係書類の作成

本事業を実施する民間事業者を公募するにあたり、事業スケジュールや応募者の参加資格要件、提案書の作成要領などを整理し、入札説明書や事業者選定基準、各種様式等を作成する。

(6) 基本協定書案、特定公園施設の建設・譲渡・運営維持管理に関する契約書案の作成

公募対象公園施設や特定公園施設の整備及び管理運営にあたって、認定公募設置等計画（都市公園法第5条の7）の内容を確実に民間事業者を実施させるため、民間事業者により提供されるサービスの具体的内容、県が負担する費用の支払条件、業務監視等の方法、契約終了時の手続、義務に違反した場合の対応等について検討し、基本協定書案を作成する。

また、特定公園施設の建設・譲渡及び運営維持管理に関する条件等を整理し、特定公園施設の建設・譲渡・運営時管理に関する契約書案を作成する。

(7) 審査委員会の運営支援（3回を想定）

公募設置等指針案等を審査するために埼玉県が設置する審査委員会の運営を支援するとともに、委員会資料及び委員会議事録の作成、委員との各種調整、委員への報酬支払い及び会場手配を行う。

2 事業者選定支援業務

(1) 民間事業者からの質問回答作成や対話実施の支援

本事業の公募時に公表した入札説明書等に対し、民間事業者から提出された質問の整理及び回答作成支援を行う。また、質問回答後に民間事業者との対話を実施する場合には、日程調整や会場手配などの支援を行う。

(2) 審査委員会の運営支援（3回を想定）

事業者から提出された提案書を審査するために埼玉県が設置する審査委員会の運営を支援するとともに、委員会資料及び委員会議事録の作成、委員との各種調整、委員への報酬支払い及び会場手配を行う。また、審査結果を踏まえた審査講評の作成支援、選定された事業者の提案内容を踏まえたVFM算定を行い、客観的な評価に関する公表資料を作成する。

(3) 契約締結支援

選定された事業者と埼玉県との契約締結に向けて、基本協定書案及び特定公園施設の建設・譲渡・運営維持管理に関する契約書案についての事業者の疑義を整理し、契約締結に関する支援を行う。

ること。各業務実施後に期日までに報告書等を作成する。なお、報告書の作成にあたっては、公開用の資料とその他の業務成果品を分けて作成することとする。

(1) 公募設置等指針等策定支援業務報告書：令和6年3月22日

(2) 事業者選定支援業務報告書：令和7年3月21日

(3) 各種議事録：打合せ等終了後速やかに

6 その他

(1) 成果品の内容又は納品期日等を変更する場合は、事前に協議するものとする。

(2) 成果品は、電子データで提出するものとする。なお、電子データの形式については、発注者が指示する。

(3) この仕様書に定めのない事項及び仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、双方の協議の上別途定めるものとする。

(4) 本業務を受注した者（再委託又は下請等の者を含む）は、本事業に応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となってはならない。資本・人事面等において関連があると認められた者もまた同様とする。